

# 琴平町 災害廃棄物処理計画 概要版

## 1 基本的事項

### ■計画策定の趣旨

琴平町災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、南海トラフ地震等に起因する大規模な災害が発生した場合の災害廃棄物等の処理について、あらかじめ必要な想定を行って課題等を抽出することにより、速やかで適切な災害応急及び災害復旧・復興対策に資することを目的として策定した。

### ■本計画の位置づけ

本計画は、東日本大震災や阪神淡路大震災等から得られた最新の知見等や環境省の「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」を踏まえ、「琴平町地域防災計画」や「琴平町一般廃棄物処理計画」を補完し具体化した形で策定するものとし、「香川県災害廃棄物処理計画」等とも相互に整合を図る。（図-1 参照）。

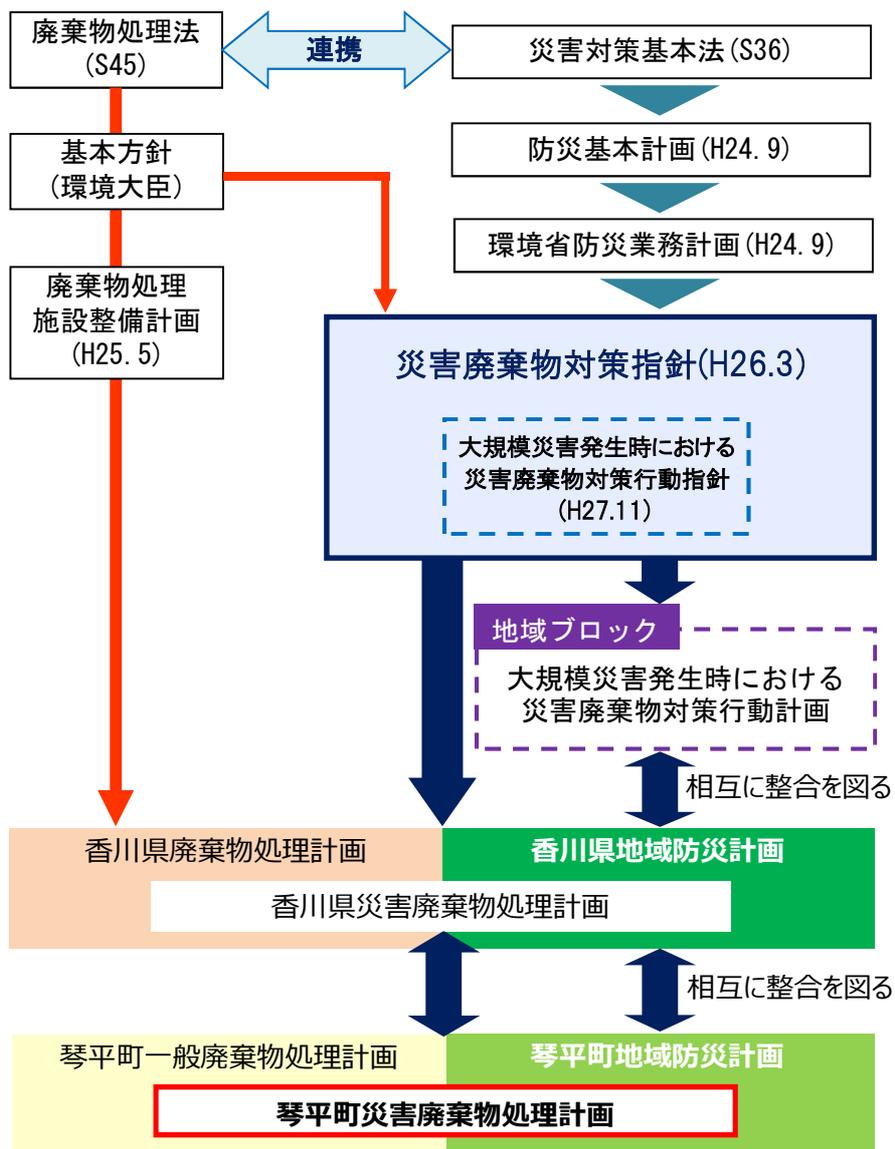


図-1 本計画の位置づけ

## ■対象とする地震及び災害廃棄物

本計画では、表-1 に示す3つの地震を想定する。対象とする災害廃棄物は表-2 のとおりとし、発災時は最長3年以内の処理を目指す。

表-1 想定地震の諸元

震源		概要
海溝型地震	南海トラフ地震 (発生頻度が高い地震 L1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフで発生する震度 4～6 弱の地震</li> <li>・最大クラスの地震に比べ、規模は小さいものの大きな被害をもたらす地震</li> <li>・発生頻度は数十年から百数十年に一度程度</li> </ul>
	南海トラフ地震 (最大クラス L2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフで発生する震度 5 強～7 の地震</li> <li>・甚大な被害をもたらす最大クラスの地震</li> <li>・発生頻度は千年に一度あるいはさらに低い頻度</li> </ul>
直下型地震	中央構造線地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央構造線を震源とする震度 4～7 の地震</li> <li>・県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、本県にも大きな被害をもたらすと考えられる</li> </ul>

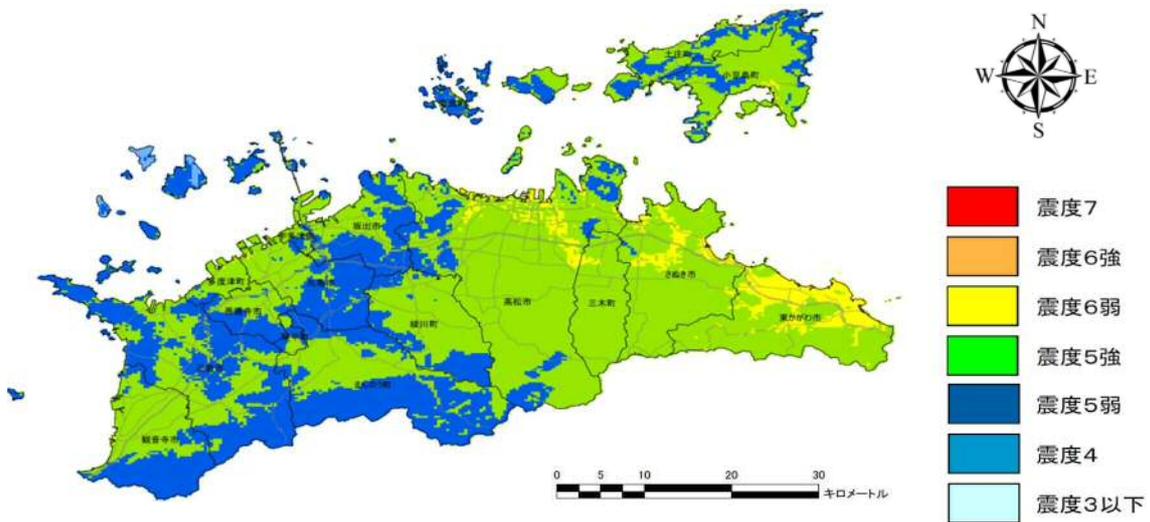


図-2 南海トラフ地震 (L1) における震度予想図

表-2 災害廃棄物の種類

発 生 源	種 類
地震や津波等の災害	木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、津波堆積物、廃家電、廃自動車等、処理困難廃棄物
被災者や避難者の生活	避難所ごみ、生活ごみ、し尿

## ■処理の基本的な考え方

### （処理方法）

災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、再生利用(リサイクル)によりその減量を図り、最終処分量を低減させる。

### （処理期間）

処理期間は、東日本大震災や阪神淡路大震災の処理期間実績を踏まえ3年以内の処理完了を目指す。

### （処理責任）

災害廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。）」により、一般廃棄物に区分されることから、基本的には町が処理の責任を担う。このため、災害廃棄物の処理は町が主体となって、処理方策を検討し実施することが基本であるが、必要に応じ県に広域調整等を要請し、処理の円滑化を図る。

## ■県の役割

県は、被災市町に対して助言や技術的支援を行うとともに、県内市町や民間事業者団体等との協力体制を構築し、一連の災害廃棄物処理についての調整機能を担うことを基本とする。また、必要に応じて地域ブロックでの調整や国への支援要請等を行う。

## 2

# 災害廃棄物処理

### 地域区分

県内の広域処理体制の区分を以下に示す。琴平町は第2ブロックに属する。

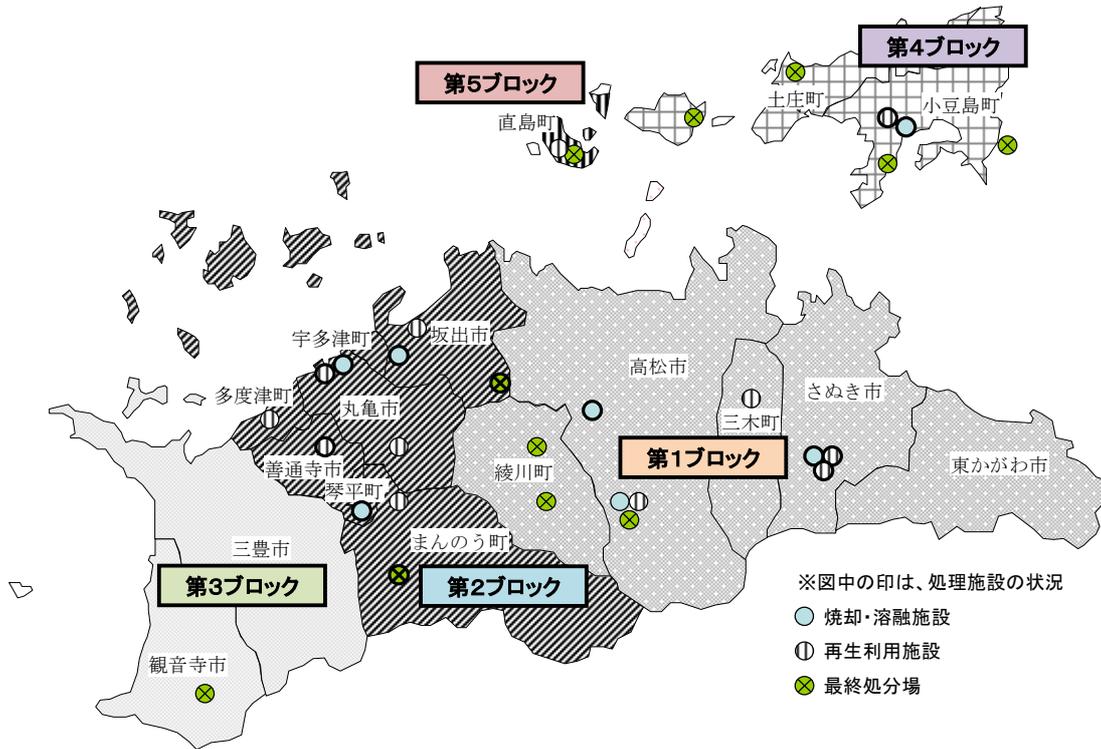


図-3 災害廃棄物処理における地域区分

### 処理フロー

災害廃棄物は、仮置場での破碎選別等により柱材・角材、コンクリート、可燃物、金属くず、不燃物、土材系に分別し、最終的にリサイクルまたは処理処分を行う（図-4 参照）。

南海トラフ地震（L1）、中央構造線地震においては、既往施設を活用した場合、全量を町で処理可能である。南海トラフ地震（L2）においては、既往施設の他、産業廃棄物処理施設の活用や国への支援要請等により処理を行う。

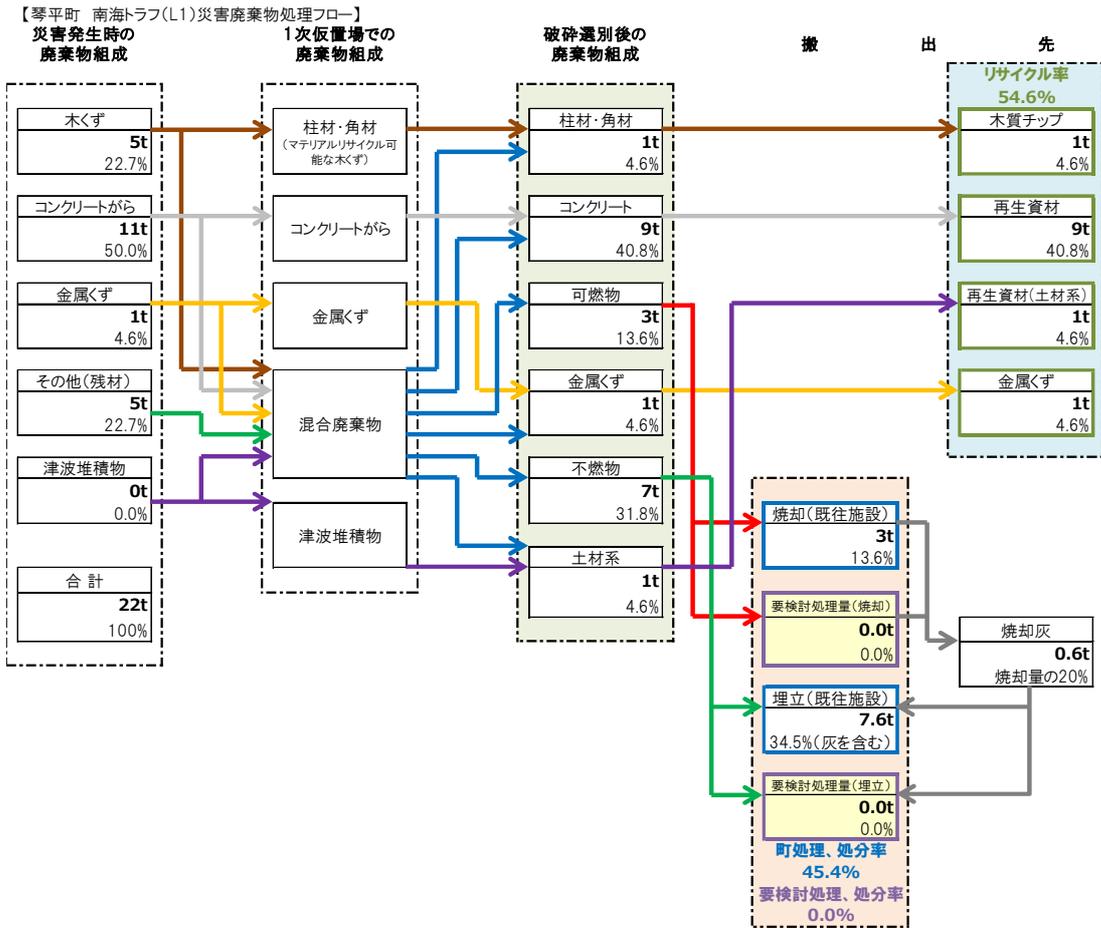


図-4 南海トラフ地震(L1)の災害廃棄物処理フロー

表-3 災害廃棄物

柱材・角材	コンクリート	可燃物
		
金属くず	不燃物	土材系
		

### ■一次仮置場

一次仮置場は、被災した建物や津波堆積物等の災害廃棄物を搬入し、二次仮置場での処理を行うまでの間、保管や比較的簡易な粗破碎・粗分別を行う場所である。大規模災害時

には、概ね1年以内に被災現場から災害廃棄物を撤去し、一次仮置場に搬入することとなる。一次仮置場の必要面積を表-4に、一次仮置場の候補地を表-5に示す。

表-4 一次仮置場の必要面積

南海トラフ(L1)		中央構造線		南海トラフ(L2)	
(m <sup>2</sup> )	(ha)	(m <sup>2</sup> )	(ha)	(m <sup>2</sup> )	(ha)
600	0.1	600	0.1	4,200	0.42

表-5 一次仮置場の候補地

名称	面積(m <sup>2</sup> )	備考
A 公園広場	1,000	公有地
B 公園広場駐車場 1	1,100	公有地
C 公園広場駐車場 2	400	公有地
D 駐車場	2,200	公有地
E 駐車場	1,300	公有地

一次仮置場のレイアウトを図-5に示す。

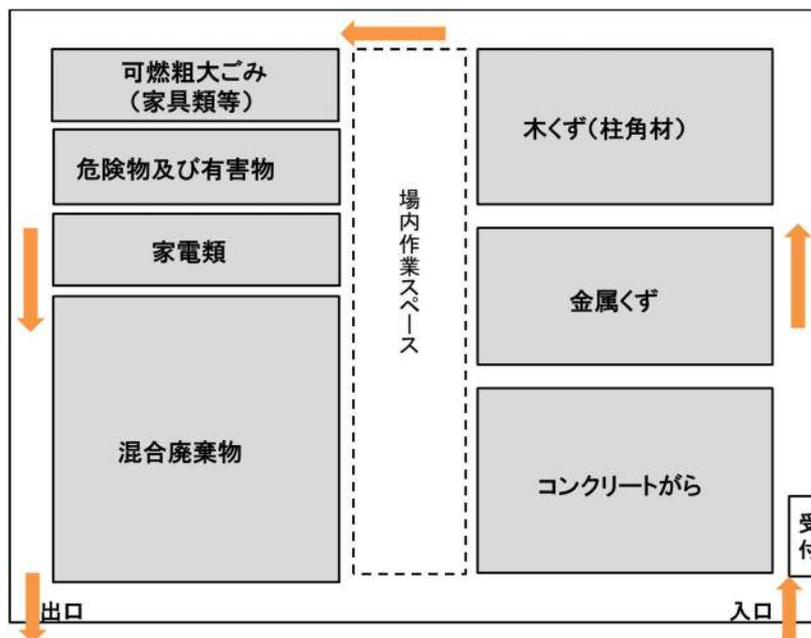


図-5 一次仮置場レイアウト

## ■二次仮置場

二次仮置場は、一次仮置場で粗選別された災害廃棄物を搬入し、焼却施設や最終処分場等の施設に搬入するまでの間、破碎・選別及び保管を行う場所である。大規模災害時に

は、概ね2年以内に一次仮置場から災害廃棄物を撤去して二次仮置場に搬入し、3年以内に二次仮置場で処理を完了することが目標となる。二次仮置場のレイアウトを図-6に示す。

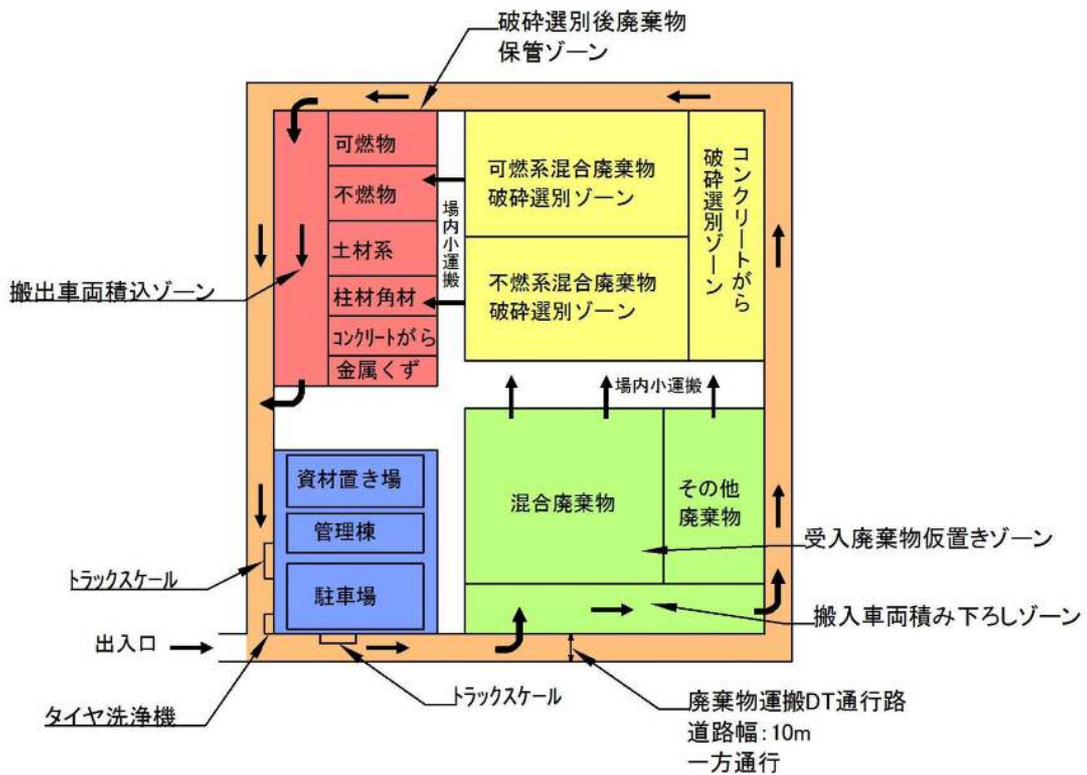


図-6 二次仮置場レイアウト